

平成 30 年 7 月豪雨を受けた各種提言等を踏まえた対応について

平成 30 年 7 月豪雨を受けた各種提言等

[Ⅰ] 『平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた 今後の水害・土砂災害からの避難 のあり方について（報告）』	内閣府中央防災会議 防災対策実行会議 平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害から の避難に関するワーキンググループ	報告日 平成 30 年 12 月
[Ⅱ] 『大規模広域豪雨を踏まえた水害 対策のあり方について（答申）』	国土交通省社会資本整備審議会 河川分科会 大規模広域豪雨を踏まえた水害対策 検討小委員会	答申日 平成 30 年 12 月
[Ⅲ] 『平成 30 年 7 月豪雨を踏まえた 今後の水害・土砂災害対策のあり 方について（提言）』	広島県土木建築局 （河川課，砂防課，土砂法指定推進担当） 平成 30 年 7 月豪雨災害を踏まえた 今後の水害・土砂災害対策のあり方検討会	提言日 平成 30 年 12 月
[Ⅳ] 『2018 年 7 月西日本豪雨災害 調査報告書』	土木学会中国支部	報告日 平成 30 年 12 月

以上の提言・報告等の内容を該当する具体の運用方策に反映する。

なお，該当する項目はすべて安全・安心に暮らせる都市に係るものであった。

○安全・安心に暮らせる都市

提言・報告要旨	対応方針	本文修正
<p>[IV]2018年7月西日本豪雨災害調査報告書 p. 256～257</p> <p>2.5 被害軽減に向けた今後の検討課題 広島県では記録的な豪雨を受けて中小河川を中心に河川災害も多発した。(略) 今後、数値解析を活用することによって短期的対策(5年程度で完成)と中期的対策を検討していくことになるが、それらに関連する課題を列記すると以下のようになると考えられる。</p> <p>【中期的な対策】 流域の保水機能の向上による内水対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地利用規制 ・小規模な雨水貯留・浸透施設の設置 	<p>平成30年7月豪雨により発生した災害について、土砂災害と並んで大きな被害をもたらした洪水・内水被害についても対応方針を追記。</p> <p>洪水・内水に対するハード的対策の具体例として、小規模な雨水貯留施設・浸透施設の整備を追加。</p>	<p>具体の制度運用 資料8の2ページ 災害リスクの高い区域における都市的土地利用</p> <p>(略)</p> <p>■洪水・内水災害対策に関する考え方 次に示すような洪水または内水による浸水リスクが高い区域については、降雨の規模、土地の浸水のしやすさ、脆弱性などを総合的に考慮し、浸水リスクを適切に評価した上で、河川改修や下水道整備、<u>小規模な雨水貯留・浸透施設整備などのハード対策や、ハザードマップを活用した住民の避難体制の確立などのソフト対策の両輪による防災・減災対策を河川部局、下水道部局、防災部局及び民間などとの連携の上、推進する。</u></p> <p>(略)</p>
<p>[III]平成30年7月豪雨災害をふまえた今後の水害・土砂災害対策のあり方について 提言 p. 6</p> <p>7月豪雨災害の被災地域における再度災害防止に最優先で取り組むとともに、地域の防災拠点や住宅密集地等を保全する箇所について、予防対策を計画的に進めていく必要がある。</p>	<p>地域の防災拠点における災害の予防対策の一環として、ハード整備による安全性と防災性の確保を位置付ける。</p> <p>住宅密集地の予防対策については住区基幹公園の整備を位置付ける。</p>	<p>具体の制度運用 資料8の13ページ 防災拠点となる公園・緑地の整備</p> <p>地震・火災などの災害時に、広域的な避難及び救援活動を円滑に行うため、広域的なアクセス条件に留意しつつ、都市基幹公園の適切な配置及び整備を推進する。<u>避難地となる公園・緑地については、あらゆる災害に対しての安全性や防災性を確保し、必要に応じてハード整備を行う。</u></p> <p><u>また、市街地内などにおける災害時の避難活動を円滑に行うための一次避難地となる住区基幹公園の適正な配置、整備を推進する。</u></p>

提言・報告要旨	対応方針	本文修正
<p>[IV]2018年7月西日本豪雨災害調査報告書 p. 471, p. 408</p> <p>(ア) 幹線道路ネットワークのリダンダンシー 主要幹線道路の迅速な復旧・迂回路の確保 新幹線による山陽本線上極の代替輸送</p> <p>(イ) 増水した河川における地盤陥没のメカニズムを明らかにするとともに、重要な交通・通信施設を支える地盤については、河川増水時の陥没に対する強靱化方策を検討する必要がある。</p>	<p>(ア) 幹線道路ネットワークの二重性確保の具体例として、複数の交通モードの活用による交通ネットワークの代替機能向上を挙げている。</p> <p>(イ) 道路はその他の社会基盤施設を埋設していることも多いため、併せて強靱化する必要がある。</p>	<p><u>具体の制度運用</u> 資料8の15ページ 交通ネットワークなどの代替機能の向上</p> <p>(ア) <u>災害時においても、地域の孤立を防ぎ日常生活や社会経済活動への影響を最小限に抑えるため、道路、鉄道、航路などの複数の交通モードを活用し、交通ネットワークの代替機能の向上を推進する。</u></p> <p>このため、直轄国道をはじめとした緊急輸送道路ネットワーク上の橋りょうの耐震化や土砂災害の被災の危険性が高い区間の整備、港湾における耐震強化護岸の整備などにより、交通基盤の強靱化を図るとともに、(イ) <u>道路下に埋設された社会基盤施設等を含め、ネットワークの強靱化を図る。</u></p>
<p>[IV]2018年7月西日本豪雨災害調査報告書 p. 473</p> <p>地域の将来計画を先読みした復興水準を設定し、事前復興計画を立てる</p>	<p>復興マニュアル策定時の指針として将来計画を先読みした計画とすることを追加。復興模擬訓練などの実施を行うこととする。</p>	<p><u>具体の制度運用</u> 資料8の23ページ 市町の復興マニュアル策定に向けた取組の推進</p> <p>「広島県地域防災計画」の改訂(H25.5)で「災害復興計画(防災まちづくり)」が新たに位置づけられた。これに基づき、被災市街地の早期復興を図るための事前の取組として都市計画担当部局が行うべき対応を記した「広島県災害復興都市計画マニュアル」を平成27年3月に策定したところである。今後は、市町が本マニュアルを活用し地域の実情に応じたマニュアルの作成を推進するとともに、模擬訓練等を実施することで県市町職員の復興体制の強化や対応力を図っていく。</p> <p><u>また、復興マニュアルの策定を行う際には、単純に被災前の水準への復旧のみを目的としたものとはせず、各地域の将来計画を見据えて立案するものとする。</u></p>

提言・報告要旨	対応方針	本文修正
<p>[I]平成 30 年 7 月豪雨をふまえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）</p> <p>（ア）行政は住民が適切な避難行動をとれるよう全力で支援すべきである。平時より、災害リスクのある全ての地域であらゆる世代の住民を対象に、継続的に防災教育、避難訓練などを実施し、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知をする。また災害時には、避難行動が容易にとれるよう、防災情報をわかりやすく提供する。</p> <p>[II]大規模広域豪雨をふまえた水害対策のあり方について 答申</p> <p>（イ）平時に、避難の必要性を判断するための基礎となる河川の水位や、浸水想定区域が示されているハザードマップ等の土地のリスク情報について把握し、平時のみならず災害時においても改めて認識してもらえよう取り組むこと。</p> <p>[IV]2018 年 7 月西日本豪雨災害調査報告書 p. 471</p> <p>（ウ）SNS による災害情報の収集や避難行動への活用を推進する。</p> <p>平成 30 年 7 月豪雨をふまえた水害・土砂災害からの避難のあり方について（報告）</p> <p>（中央防災会議 防災対策実行会議 平成 30 年 7 月豪雨による水害・土砂災害からの避難に関するワーキンググループ）</p> <p>（エ）これまでの「行政主導の取組を改善することにより防災対策を強化する」という方向性を根本的に見直し、住民が「自らの命は自らが守る」意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取組強化による防災意識の高い社会を構築する必要がある。</p>	<p>（ア）行政による住民が適切な避難行動をとるための支援の課題点として、ハザードマップを作成し公表しても周知不足により、避難行動に繋がっていないことが挙げられる。</p> <p>平時から継続的に取り組む事項、および災害時にわかりやすく提供すべき情報について、都市計画部局が所掌するものを追記。</p> <p>（イ）平時に都市計画部局から提供する情報を整理して記述。</p> <p>（ウ）従前の文で情報伝達手段の具体例として挙げられていたのはパンフレットとインターネット上での公開であったが、即時性等に優れる SNS も活用法によっては効果的であることから追記。</p> <p>（エ）行政主導の取組から、住民が「自らの命は自らが守る」ことを意識して避難行動を行う社会の形成が目指されているため、目標とする将来像に追記した。</p>	<p><u>具体の制度運用</u> 資料 8 の 25 ページ 都市防災に関する情報の発信・啓発</p> <p>災害による社会経済的損失を最小限に抑えるため、<u>（ア）平時から有効な防災情報の発信・啓発と、災害時の適切な避難情報の伝達を行う。</u></p> <p>（イ）平時には、<u>市街地における津波・洪水・高潮等の被害区域想定など、災害リスクの高い区域の情報や、各種災害時における避難路などについて、災害情報に関するパンフレットの配布や、インターネット上での公開などにより情報を提供する。</u>また、<u>（ウ）SNS などを活用し幅広い分野から情報提供を行うなど、防災・減災に関する情報の地域への周知徹底を図り、住民の居住地域に対する危険性についての認識を高めるとともに、</u> <u>（エ）住民が主体となった地域ごとの防災対策につなげていく。</u></p> <p>また、企業が情報を活用して、災害時にも企業活動を円滑に継続するための事業継続計画の作成や内容への反映を促進させるなど、地域防災力を高める取組を推進する。</p>